旅館業の手引き

担当
練馬区保健所 生活衛生課 環境衛生監視担当係
〒176-8501
東京都練馬区豊玉北6－12－1
練馬区役所 東庁舎６階
TEL：03-5984-2485
FAX：03-5984-1211

令和８年１月13日発行

目次

Ⅰ　はじめに
　１　旅館業の許可が必要です・・・・・・・・・　１
　２　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　３　旅館業法以外で事前に確認すること・・・　２

Ⅱ　許可取得までの流れ・・・・・・・・・・・・　３

Ⅲ　許可申請前に実施すること
　１　標識の設置等・・・・・・・・・・・・・・・　４
　２　近隣住民への説明等・・・・・・・・・・・　５

Ⅳ　許可申請手続き・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅴ　許可に関わる要件・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅵ　構造設備基準
　１　旅館・ホテル営業・・・・・・・・・・・・　９
　２　簡易宿所営業・・・・・・・・・・・・・・　11

Ⅶ　衛生管理基準・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅷ　許可取得後の申請、届出、説明等
　１　申請が必要になる場合・・・・・・・・・　15
　２　届出が必要になる場合・・・・・・・・・　17
　３　近隣住民への説明等が必要になる場合・・　18

Ⅸ　資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

【 】内および根拠法令欄

法　　：旅館業法
施行令、令：旅館業法施行令
省令、省　：旅館業法施行規則
条例、条　：練馬区旅館業法施行条例
規則、規　：練馬区旅館業法施行規則
要綱　　：練馬区旅館業の営業許可に関する取扱要綱

－凡例－
条11-1-(2)　練馬区旅館業法施行条例第11条第1項第2号

Ⅰ　はじめに

１　旅館業の許可が必要です　【法第3条第1項、法第10条】

●旅館業を営もうとする者は、区長（※）の許可を受けなければなりません。
（ただし、旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りではありません。）
●無許可で旅館業を営んだ者には罰則があります。

（※）練馬区保健所長委任規則により、旅館業の許可業務は保健所長に委任

２　用語解説

❶ 旅館業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のことをいいます。
構造設備等により、つぎの３つの種別に分けられます。

●旅館・ホテル営業
簡易宿所営業および下宿営業以外の営業。
●簡易宿所営業
宿泊する場所（客室）を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設けて行う営業。
●下宿営業
１月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる営業。

❷ 営業

社会性をもって継続反復されているもののことをいいます。
「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人（日頃から交友関係にある方）を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。

❸ 宿泊

宿泊時間の長短に関わらず、寝具を使用して旅館業の施設を利用することをいいます。時間単位での利用でも、旅館業法の適用を受けます。

❹ 寝具

寝台（木等による枠組構造のものをいう）、敷布団、掛け布団、毛布、敷布またはシーツ、枕、カバー（包布等）、寝衣（浴衣を含む）等のことをいいます。
また、宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も、法の適用を受けます。

❺ 宿泊料

実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費などは宿泊料に含まれます。

3　旅館業法以外で事前に確認すること

旅館業法以外にも、遵守しなければならない法令等があります。

1 旅館業の営業ができる地域ですか？

●用途地域

つぎに掲げる用途地域以外では、旅館業ができません。
区ホームページまたは区役所の担当部署でご確認ください。

旅館業ができる用途地域

第一種住居地域（旅館業の用途が3,000㎡以下）、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

都市整備部 都市計画課 都市計画窓口（本庁舎16階）　☎ 5984-4717

●地区計画

建築物等の用途が制限されている地区があります。
区ホームページまたは区役所の担当部署でご確認ください。

都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係（本庁舎16階）☎ 5984-1527

2 建築基準法に適合していますか？

旅館業の施設には、建築基準法上の構造設備基準が設けられています。
既存の建物の場合、用途変更の建築確認の手続きが必要になる場合もあります。
区役所の担当部署にご相談ください。

建築・開発担当部 建築審査課 建築審査係（本庁舎15階）　☎ 5984-1299

3 消防法に適合していますか？

旅館業の施設には、消防法令上の構造設備基準が設けられています。
管轄の消防署に、事前に予約したうえでご相談ください。

練馬消防署　☎ 3994-0119（代表）
管轄：春日町、平和台、早宮、氷川台、錦
〒176の地域

光が丘消防署　☎ 5997-0119（代表）
管轄：三原台、谷原、高野台
（春日町、平和台、早宮、氷川台、錦を除く）
〒179の地域

石神井消防署　☎ 3995-0119（代表）
管轄：〒177の地域（三原台、谷原、高野台を除く）、〒178の地域

4 廃棄物はどのように処理しますか？

事業活動に伴って排出されるごみは、大きさや量などに関わらず、「事業系廃棄物」になります。廃棄物の処理に関する法令に基づいて、適正に処理してください。詳しくは、区役所の担当部署にお問い合わせください。

環境部 清掃リサイクル課 清掃事業係（本庁舎18階）　☎ 5984-1059

5 バリアフリーに関する基準を確認していますか？

旅館業の施設には、バリアフリーに関する整備基準が適用される場合があります。
必要な設備や手続きは、区役所の担当部署にご相談ください。

建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係（本庁舎15階）　☎ 5984-1649

Ⅱ　許可取得までの流れ

１　事前相談

●許可申請場所や施設の構造設備に関する図面、その他事業内容が分かる具体的な資料を持参のうえ、保健所にご相談ください。
●消防、建築等の関係機関にもご相談ください。

２　標識の設置、標識設置届の提出

（4頁参照）

●申請日の少なくとも30日前から営業許可を受ける日までの間、標識を設置します。
●標識設置日から起算して５日以内に、保健所に標識設置届を提出します。

３　近隣住民への説明等、説明報告書等の提出

（5頁参照）

●標識設置日から起算して15日以内に、近隣住民に対し、説明会の開催等必要な措置を講じます。
●説明会を開催するときは、その７日前までに近隣住民に通知します。
●説明等を実施したときは、速やかに保健所に近隣住民説明報告書等を提出します。

４　許可申請手続き

（7頁参照）

●書類等を整えて、申請してください。
●申請後、保健所が 警視庁への照会および近隣施設への意見照会を行います。**各機関から回答を得るまでに時間がかかることもありますので**、ご了承ください。（近隣施設への意見照会については、8頁「設置場所」参照）
また、保健所が消防署長へ通知を行います。

５　施設検査

●施設が完成したら、保健所の職員が施設に伺い、基準に適合しているか等について検査します。場合によっては、区建築部署の職員が立ち会うこともあります。

６　許可

●書類審査および施設検査により、基準に適合していることが確認されると、保健所長の許可が下ります。
●保健所に営業許可書を受け取りにお越しください。

７　営業開始

Ⅲ　許可申請前に実施すること

1　標識の設置等 【条例３条、規則３条】

●旅館業の許可を受けようとする者（申請者）は、近隣住民に対して旅館業の計画を公表するため、標識を設置しなければなりません。
●標識設置後、保健所に標識設置届を提出しなければなりません。

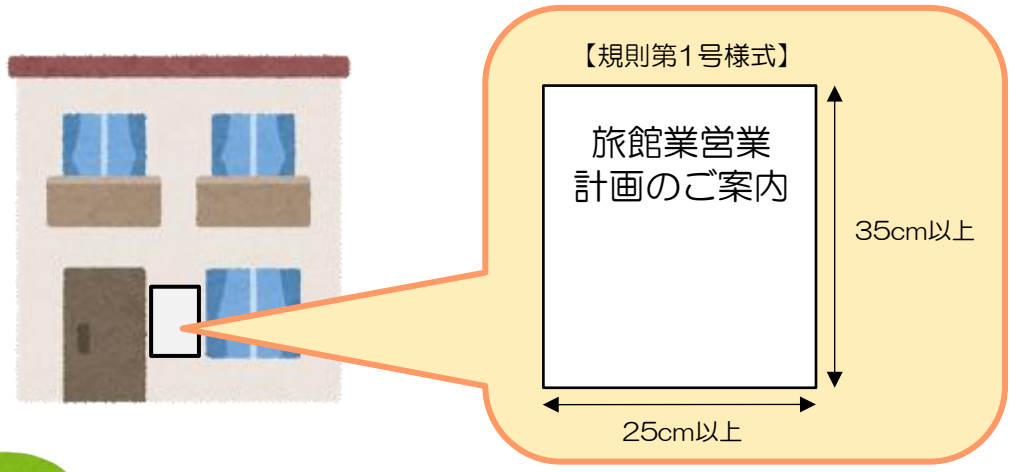

ポイント

1. 設置期間
営業許可の申請を行う日の**少なくとも30日前**から営業許可を受ける日までの間

2. 設置場所
周囲から容易に目視できる場所

3. 設置後
設置した日から起算して**５日以内**に、保健所に標識設置届を提出
（標識設置日を１日目とする）

【規則第１号様式の２】

標識設置届

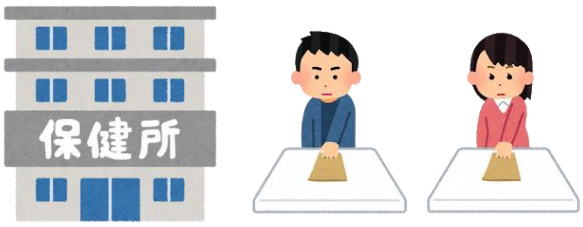

２　近隣住民への説明等 【条例４条、規則４条～７条】

●申請者は、近隣住民に対して旅館業の計画について説明するため、説明会の開催等必要な措置を講じなければなりません。
●説明等を実施後、保健所に報告書等を提出しなければなりません。

ポイント

1. 説明の実施時期
   標識設置日から起算して**15日以内**（標識設置日を１日目とする）
2. 説明事項
   (1) 商号、名称または氏名
   (2) 法人の場合は、代表者の氏名
   (3) 未成年者の場合は、法定代理人の氏名
   （法定代理人が法人である場合
   →商号または名称および代表者の氏名）
   (4) 施設の名称および所在地
   (5) 営業の種別
   (6) 施設の構造設備の概要
   (7) 工期
   (8) 営業の開始予定日
   (9) 苦情および問合せを受けるための連絡先
   (10) 事故が発生したときその他の緊急時における対応方法
   (11) 施設が省令第５条第１項に該当するときは、その旨

   【省令第５条第１項】
   季節営業、
   一時的営業など
3. 説明会を開催する場合
   (1) 開催日の**７日前まで**に、つぎの事項を記載した書面により近隣住民に通知
   ① 商号、名称または氏名
   ② 施設の名称および所在地
   ③ 連絡先
   (2) 説明会に参加していない近隣住民に対して、**説明会で使用した資料を配布**
4. 説明等を実施後、**速やかに**保健所につぎの書類を提出
   (1) 近隣住民説明報告書【規則第１号様式の３】
   (2) 近隣住民の範囲が示された地図
   (3) 近隣住民の名簿
   (4) 説明等に使用した資料
   (5) 施設の構造設備の概要

もしも、説明した事項に変更が生じたら…

●下表のとおり、近隣住民に対し、変更があった旨を説明し、または通知しなければなりません。

●前頁の ポイント 3 4 の規定が適用されます。

変更事項 （括弧内の数字は、前頁の説明事項と一致）	説明または通知の方法
(1) 商号、名称、氏名 (2) 代表者の氏名 (3) 法定代理人の氏名	省略することができる。
(4) 施設の名称 (5) 営業の種別	変更があった日から**30日以内**に、近隣住民に**通知**する。
(6) 施設の構造設備の概要	変更に係る行為を開始しようとする日の**15日前まで**に、近隣住民に**説明**する。
(7) 工期	変更しようとする日の**前日**までに、近隣住民に**説明**する。
	（短縮する場合） 省略することができる。
(8) 営業の開始予定日	変更しようとする日の**前日**までに、近隣住民に**説明**する。
(9) 苦情等の連絡先 (10) 緊急時の対応方法	変更しようとする日の**15日前まで**に、近隣住民に**説明**する。

重要!

説明等により、近隣住民との間に紛争等が生じたときは、誠意をもって近隣住民と協議を行い、自主的に解決するよう努めなければなりません。

Ⅳ　許可申請手続き

営業許可の申請には、つぎの書類等が必要です。
書類は正副各１通 ご用意ください。

	必要書類等	チェック
1	旅館業営業許可申請書【規則第１号様式の４】	□
2	申告書（法第３条第２項に該当することの有無） ・該当する際はその内容を記載 ・詳しくは「人的要件」（８頁）を参照	□
3	構造設備の概要	□
4	見取図 ・半径300m以内の住宅、道路、学校等が記載されたもの	□
5	建物の配置図	□
6	建物の各階平面図	□
7	建物の正面図	□
8	建物の側面図	□
9	配管図（客室等にガス設備を設ける場合）	□
10	定款または寄附行為の写し（法人の場合）	□
11	登記事項証明書（法人の場合） ・６か月以内に発行されたもの（原本提示）	□
12	旅館業を営もうとする施設の所有者等の利用許諾を証する書類 （施設を賃借等している場合） 管理組合の利用許諾を証する書類その他の管理組合に旅館業を営むことを禁止する意思がないことを示す書類 （施設がある建物に２以上の区分所有者が存する場合）	□
13	申請手数料 ・旅館・ホテル営業 … 22,000円 ・簡易宿所営業 …… 11,000円 ・下宿営業 …… 11,000円	□

Ⅴ　許可に関わる要件

項目	基準等	根拠法令
人的要件	●申請者がつぎのいずれかに該当するときは、許可を受けられないことがあります。 ⑴ 成年被後見人または被保佐人 ⑵ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ⑶ 禁錮以上の刑に処せられ、またはこの法律もしくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者 ⑷ 旅館業法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者 ⑸ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（（８）において「暴力団員等」という。） ⑹ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（１）から（５）のいずれかに該当するもの ⑺ 法人であって、その業務を行う役員のうちに（１）から（５）までのいずれかに該当する者があるもの ⑻ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 許可申請時、これらの事項に該当しない旨の申告書の提出が必要です。 法人の場合、役員全員（業務に携わらない役員を除く）の申告書を提出してください。	法3-2
設置場所	●許可の申請に係る施設の設置場所が、つぎに掲げる施設の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を受けられないことがあります。 ⑴ 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園 （幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園） ⑵ 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く） （保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター　など） ⑶ 社会教育法第２条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前２号に掲げる施設に類するものとして<u>練馬区の条例で定めるもの</u> 【条例第５条】（社会教育施設等） ①学校教育法第134条第１項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第１条に規定する学校（大学を除く）の教育課程に相当するもの ②図書館法第２条第１項に規定する図書館 ③博物館、生涯学習センター、公園、スポーツ施設、その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるものまたは多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの（告示指定施設） これらの施設の周囲おおむね100mの区域内に旅館業の許可を与える場合、保健所長は、当該施設を所管する関係機関に意見を求めなければならないとされています。	法3-3 条5-1 法3-4

Ⅵ　構造設備基準

1　旅館・ホテル営業

項目		基準等	根拠法令
客室	面積	●１客室の構造部分の合計床面積は、７㎡（寝台を置く客室にあっては９㎡）以上であること。	令1-1-(1) 条10-(4)-ア
		●１客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。	規19-1
		●１客室の構造部分の合計床面積は、内法により算出し、衣類、寝具類等を収納できる設備および床の間の面積は含まないこと。	要綱6-1-(2)
	換気、採光照明、防湿排水	●適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	令1-1-(3)
		●睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。	条10-(4)-イ
		●睡眠、休憩等の用に供する部屋の窓の面積は、睡眠、休憩等の用に供する部分の面積の10分の1を目安とすること。	要綱6-1-(4)
	寝具類	●宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条10-(5)
		●寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。	条10-(6)
	ガス設備	●客室にガス設備を設ける場合には、つぎの基準によること。 ・専用の元栓を有すること。 ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。	条10-(8)
玄関帳場		●宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。	令1-1-(2)
		●施行令第１条第１項第２号の基準は、つぎのいずれにも該当することとする。 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しおよび宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	省4の3
		●玄関帳場を設ける場合には、宿泊者の利用しやすい位置に設置し、受付等の事務に適した広さを有するものとすること。	条10-(1)
ロビー、食堂		●ロビーおよび食堂を設ける場合には、宿泊定員および利用形態に応じた十分な広さを有するものとすること。	条10-(2)
調理場 ※別途、食品衛生法に基づく許可が必要になることがあります。		●調理場を設ける場合には、つぎの構造設備の基準によること。ただし、オおよびカの基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる施設に限り適用する。 ア　壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 イ　宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。 ウ　出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。 エ　十分な能力の換気設備を有すること。 オ　配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。 カ　オの配膳室には、食器戸棚および適当な高さの配膳台を設けること。	条10-(3)

1　旅館・ホテル営業（続き）

<table>
<tr><th>項目</th><th>基準等</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td rowspan="6">浴室</td><td>●当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</td><td>令1-1-(4)</td></tr>
<tr><td>●宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を設けること。</td><td>要綱6-1-(5)</td></tr>
<tr><td>●洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</td><td>条10-(7)-ア</td></tr>
<tr><td>●共同用の浴室またはシャワー室を設ける場合には、宿泊定員および利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</td><td>条10-(7)-イ</td></tr>
<tr><td>●和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓および水栓を有すること。</td><td>条10-(7)-ウ</td></tr>
<tr><td>●ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、つぎの構造設備の基準によること。
・ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
・循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
・気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃および排水を行える構造であること。</td><td>条10-(7)-エ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">洗面設備</td><td>●宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</td><td>令1-1-(5)</td></tr>
<tr><td>●洗面設備を付設していない客室を有する場合には、共同洗面所を設け、規則で定める数の給水栓を設置すること。</td><td>条10-(10)</td></tr>
<tr><td>●条例第10条第10号の規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数とする。</td><td>規21</td></tr>
<tr><td rowspan="6">便所</td><td>●適当な数の便所を有すること。</td><td>令1-1-(6)</td></tr>
<tr><td>●便所は、水洗式であること。</td><td>要綱6-1-(6)</td></tr>
<tr><td>●防虫および防臭の設備ならびに手洗設備を有すること。</td><td>条10-(9)-ア</td></tr>
<tr><td>●手洗設備は、便所内に設け、水を安定して供給することができるものとし、ロータンク式便器の上部にある給水口をもって代替することは認めない。ただし、同一階であれば便所に隣接した洗面設備をもって代替する等公衆衛生上支障がない場合はこの限りではない。</td><td>要綱6-1-(7)</td></tr>
<tr><td>●各階に男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。ただし、全ての客室に便所を付設する階にあっては、この限りでない。</td><td>条10-(9)-イ</td></tr>
<tr><td>●条例第10条第９号イの規則で定める宿泊定員に応じた数は、つぎに掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所および女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。
・便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合
<table>
<tr><td>収容定員</td><td>1～5人</td><td>6～10人</td><td>11～15人</td><td>16～20人</td><td>21～25人</td><td>26～30人</td></tr>
<tr><td>便器数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr>
</table>
・合計定員が31人以上300人以下の場合
30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数
・合計定員が301人以上の場合
300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数</td><td>規20</td></tr>
<tr><td>●条例第10条第９号イただし書に規定する客室の便所の付設については、当該客室の宿泊者が利用しやすい位置であって、かつ当該客室の宿泊者以外の者との移動動線等を踏まえ、当該客室の宿泊客専用のものとみなすことができる便所が付設されている状態であること。</td><td>要綱6-1-(8)</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>●その設置場所が法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</td><td>令1-1-(7)</td></tr>
</table>

2　簡易宿所営業

項目		基準等	根拠法令
客室	面積	●１客室の構造部分の合計床面積は、３㎡以上であること。	条11-1-(2)
		●１客室の構造部分の合計床面積の考え方は、旅館・ホテル営業と同じ。	規19-1 要綱6-2
		●客室の構造部分の合計延床面積は、33㎡（法第３条第１項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。	令1-2-(1) 条11-1-(3)
		●客室の構造部分の合計延床面積は、各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。	規19-2
		●多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の２分の１未満とすること。	条11-1-(5)
	寝台	●階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね１m以上であること。	令1-2-(2)
		●階層式寝台を設ける場合には、２層とすること。	条11-1-(4)
	換気、採光照明、防湿排水	●旅館・ホテル営業と同じ。	令1-2-(3) 条11-3 要綱6-2
	寝具類	●旅館・ホテル営業と同じ。	条11-3
	ガス設備	●旅館・ホテル営業と同じ。	条11-3
玄関帳場		●宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、つぎのいずれにも該当するものを設けること。 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備 ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しおよび宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備	条11-1-(1)
調理場		●旅館・ホテル営業と同じ。	条11-2
浴室		●旅館・ホテル営業と同じ。	令1-2-(4) 条11-3
洗面設備		●旅館・ホテル営業と同じ。	令1-2-(5) 条11-3
		●客室に洗面設備を設ける場合の給水栓の数は、規則第21条の規定を準用すること。この場合において、同条中「洗面設備を付設していない客室の合計定員」とあるのは「客室の定員」と読み替えるものとすること。	要綱6-3-(1)
便所		●旅館・ホテル営業と同じ。	令1-2-(6) 条11-3 要綱6-2
		●客室に便所を設置する場合の便器の数は、規則第20条の規定を準用すること。この場合において、同条第1項第1号中「便所を付設していない客室の合計定員」とあるのは「客室の定員」と読み替えるものとすること。 ●この規定により客室に設置する便所の便器の数が不足する場合は、当該客室を有する階またはその直上階もしくは直下階に不足分の便器を設置すること。	要綱6-3-(2) 要綱6-3-(3)
その他		●客室の同一区画内に浴槽、洗面設備および便器のうちいずれか2つまたは全てが設置されている場合においても、その区画内における設備は、これらの設備のうちいずれか1つの設備が設置されているものとみなすこと。ただし、定員1名の客室に設置する場合を除く。	要綱6-3-(4)
		●施設内に宿泊者の衣類その他の携行物品等を十分に収納できる専用の保管設備を設けること。	要綱6-3-(5)

下宿営業の構造設備基準については保健所にお問い合わせください。

Ⅶ　衛生管理基準

項目	基準等	根拠法令
換気	●換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 ●機械換気設備を有する場合には、十分な運転を行うこと。 ●客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。	条7-(1)
	●開放型の燃焼器具（ガスストーブ等）を使用する場合は、宿泊者に適切な使用方法を説明するとともに、必要な換気を行い、客室内の空気中の一酸化炭素濃度を、0.001パーセント以下となるようにすること。	要綱7-(4)
採光、照明	●客室、応接室および食堂　40ルクス以上 ●調理場および配膳室　　50ルクス以上 ●廊下および階段　　常時20ルクス以上 （深夜（午後11時から翌日の午前６時まで）においては、10ルクス以上） ●浴室、脱衣室、洗面所、便所等　20ルクス以上	条7-(2)
防湿	●排水設備は、水流を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障のないようにしておくこと。 ●客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。	条7-(3)
清潔の維持	●客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。	条7-(4)
寝具類	●布団および枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。 ●シーツ、布団カバー、枕カバーおよび寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ●布団および枕は、適当な方法により湿気を除くこと。	条7-(5)
収容定員	●旅館・ホテル営業の場合は１客室の有効面積３㎡について１人、簡易宿所の場合は１客室の有効面積1.5㎡について１人の割合を超えて客を収容しないこと。 ●１客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ●１客室の有効面積は、客室に付属する浴室、便所、通路・廊下等を除いた寝具の敷ける部分の面積とすること。	条7-(6) 規14 要綱6-1-(3) 要綱6-2
ガス設備	（客室にガス設備を設ける場合） ●宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻およびガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。 ●元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	条7-(7)
浴室	●湯栓および水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 ●浴槽は、１日１回以上換水し、清掃すること。ただし、気泡発生装置を設置していない浴槽において、ろ過器を使用して浴槽水を循環させている場合は、１週間に１回以上換水し、清掃すること。 ●共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。 ●貯湯槽を使用するときは、つぎの措置を講ずること。 ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃および消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。 ・貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 ●ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、つぎの措置を講ずること。 ・ろ過器は、１週間に１回以上、逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 ・浴槽水を循環させるための配管は、１週間に１回以上、内部の消毒を行うこと。 ・集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 ・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、つぎに掲げる方法のいずれかにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 (1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用。 (2) モノクロラミンによる消毒。この場合において、モノクロラミン濃度が１Lにつき３mg以上になるように保つこと。 ・浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について１年に１回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。 ●貯湯槽およびろ過器等に関する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。	条7-(8) 規15 規16 規17
	●浴槽水の残留塩素濃度が測定できる機器を設置すること。	要綱7-(3)

衛生管理基準（続き）

項目	基準等	根拠法令
洗面設備	●清浄な湯水を十分に供給すること。	条7-(9)
共用物品	●客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条7-(10)
	●便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条7-(11)
管理者	●営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。	条7-(12)
	●管理者は、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアルおよびその点検票を作成し、営業従事者に周知徹底させるとともに、営業従事者に対する衛生等の教育に努めること。	要綱５
表示事項	●客室の入り口には、室番号または室名を表示しておくこと。	条9-(1)
	●客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。	条9-(2)
	●宿泊料を表示した案内書、表示板等の施設への備付けその他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条9-(3)
	●旅館業の施設の出入り口付近に、適当な大きさで旅館業の施設の名称を掲示すること。共同住宅の場合にあっては、個別の住戸に加え、集合ポストその他の公衆が認識しやすい箇所に掲示すること。	要綱7-(6)
従事者関係	●旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日を記載しておくこと。	条9-(4) 規18-1
	●旅館業の施設には、営業時間中に営業従事者を常駐させること。ただし、つぎの場合はこの限りでない。 ・旅館業の施設に宿泊者がいない場合および施設を利用している者がいない場合 ・つぎの建物に営業従事者が常駐し、宿泊者の要望等に応じ、直ちに旅館業の施設に到着できる場合 (1) 旅館業の施設の敷地に存する建物 (2) 旅館業の施設の敷地に接する敷地内に存する建物 (3) 旅館業の施設の敷地が幅員６m以下の道路に接する場合で、当該接する道路の部分の境界線の反対側の境界線に接する敷地内に存する建物	条9-(5) 規18-2
宿泊者名簿	●旅館業の施設または営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、これにつぎの事項を記載しておくこと。 ・宿泊者の氏名、住所、連絡先、生年月日、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名 ・宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍および旅券番号	法6-1 省4の2-2 省4の2-3 規13
	●区長の要求があったときは、宿泊者名簿を提出しなければならない。	法6-1
	●宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から３年間保存するものとする。	省4の2-1
	●宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、当該外国人の旅券の写しを保管（自動チェックイン機器等による電子的な保存を含む。）するとともに、複写のための機器を設置すること。	要綱7-(1)
清掃用具入れ	●清掃のための用具を保管する設備を設けること。	要綱7-(2)
鍵付き設備	●旅券の写し、宿泊者名簿、風呂の清掃の記録、残留塩素の記録、営業従事者名簿等を保管する鍵付きの設備を設けること。	要綱7-(5)
風紀保持	●旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。 ・善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、または備え付けないこと。 ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	令3

衛生管理基準（続き）

<table>
<tr><th>項目</th><th>基準等</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊者等に対する感染防止対策への協力の求め</td><td>●特定感染症国内発生期間に限り、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症の感染防止対策への協力を求めることができる。
<table>
<tr><th>協力の求めの内容</th><th>特定感染症の有症状者・特定接触者</th><th>特定感染症の患者等</th><th>その他の者</th></tr>
<tr><td>① 医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告</td><td>○</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>② 客室等での待機</td><td>○</td><td>○</td><td>―</td></tr>
<tr><td>③ 健康状態等の確認（体温等）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>④ 発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table></td><td>法4の2
令4
令5
令6
令7
省5の2
省5の3
省5の4
省5の5
指針（※1）</td></tr>
<tr><td>●「特定感染症」とは、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る）および新感染症のことを指す。</td><td>法2-6</td></tr>
<tr><td>研修</td><td>●旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、および高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従事者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めること。</td><td>法3の5-2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊拒否</td><td>●つぎのいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。（法5-1-1）
・宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為または風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、つぎのいずれかに該当するものを繰り返したとき。（法5-1-3）
(1)宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害者差別解消法第２条第２号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
(2)粗野または乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法第８条第１項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの
・宿泊施設に余裕がないとき。
・宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
・宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</td><td>法5-1
省5の6
条8</td></tr>
<tr><td>●旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、および宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにすること。</td><td>法5-2</td></tr>
<tr><td>●法5-1-1または法5-1-3 のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、その場合ごとに、つぎの内容を記録し、３年間保存すること。
①宿泊を拒んだ理由 ②日時 ③拒否された者 ④対応に係る責任者の氏名
⑤宿泊を拒むまでの経過の概要等（法5-1-3に該当することを理由とする場合）</td><td>附則3-2（※2）
指針（※1）</td></tr>
</table>

※1　旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針

※2　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則

Ⅷ　許可取得後の申請,届出,説明等

●許可を取得した後、変更事項等がある場合は、保健所へ申請または届出が必要になる場合があります。
●近隣住民に対して説明等が必要になる場合もあります。

重要!
詳しい手続き方法等は
事前に保健所へお問い合わせください。

1　申請が必要になる場合

❶ 営業種別の変更（新規申請）

●同一施設で営業種別が変わる場合（下宿営業への変更を除く）は、新規の許可申請手続きが必要になります。
●新規開業までの手続きと、ほぼ同様の手続きです。
●既存施設の許可については、廃止届を提出してください。

❷ 施設の大規模変更（新規申請）

●大規模な構造変更および増改築は、新規の許可申請手続きが必要になります。
●新規開業までの手続きと、ほぼ同様の手続きです。
●既存施設の許可については、廃止届を提出してください。

❸ 事業譲渡（承継承認申請）

●既存施設の事業を譲渡するときは、譲渡人および譲受人が、**譲渡の効力が発生する前（譲渡日前）に、保健所長の承認を受けてください。**
●**事業譲渡を計画した段階で、早めに保健所へご相談ください。**
●承認申請には、つぎの書類等が必要です。
① 旅館業営業承継承認申請書（譲渡用）【規則第４号様式の２】
② 譲受人の申告書
③ 旅館業の譲渡を証する書類
④ 譲受人が法人の場合は、定款または寄附行為の写し
⑤ 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書
⑥ 申請手数料（7,400円）

注意
譲渡の効力が発生する前に承認を受けなかった場合は、新規開業と同様の手続きになります。

④ 法人の合併・分割（承継承認申請）

●法人が合併または分割し、事業を承継するときは、**合併または分割の登記前に、保健所長の承認を受けてください**。
（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して、営業者たる法人が存続する場合を除く。）
●**合併または分割を計画した段階で、早めに保健所へご相談ください**。
●承認申請には、つぎの書類等が必要です。
①旅館業営業承継承認申請書（合併用）【規則第5号様式】または
　旅館業営業承継承認申請書（分割用）【規則第5号様式の２】
②定款または寄附行為の写し
③申告書
④申請手数料（7,400円）
⑤登記事項証明書（合併または分割登記後）

注意
登記前に承認を受けなかった場合は、新規開業と同様の手続きになります。

⑤ 相続（承継承認申請）

●個人営業で営業者が死亡し、相続人が引き続き営業を営もうとするときは、**被相続人の死亡後、60日以内に申請し、保健所長の承認を受けてください**。
●承認申請には、つぎの書類等が必要です。
①旅館業営業承継承認申請書（相続用）【規則第7号様式】
②戸籍謄本 または 法定相続情報一覧図の写し
　➡ 被相続人および相続人全員の関係が分かる戸籍の全部事項証明書
　（**出生から死亡するまで連続したもの**）
③相続人が２人以上で、その全員の同意により承継する場合は、
　その全員の同意書
④申告書
⑤申請手数料（7,400円）

注意
60日を超えると新規開業と同様の手続きになります。

2　届出が必要になる場合

つぎの変更等があった場合は、その日から10日以内に届け出てください。

届出すべき事項		届出書類等
変更	・施設名称の変更 ・営業種別の変更（下宿営業への変更のみ）	①旅館業営業許可事項変更届 【規則第9号様式】
	・営業者（個人）の住所変更、改姓	①旅館業営業許可事項変更届 【規則第9号様式】 ②証明書類
	・営業者（法人）の名称、事務所所在地の変更	①旅館業営業許可事項変更届 【規則第9号様式】 ②登記簿謄本 （変更事項の履歴が確認できるもの）
	・営業者（法人）の代表者変更	①旅館業営業許可事項変更届 【規則第9号様式】 ②登記簿謄本 （変更事項の履歴が確認できるもの） ③申告書
	・小規模な増改築 ・小規模な構造設備変更	①旅館業営業許可事項変更届 【規則第9号様式】 ②変更内容が明確に分かる書類
停止	・施設の全部または一部停止 （半年を超えない範囲で期間を定める）	①旅館業停止届【規則第10号様式】
廃止	・完全廃業	①旅館業廃止届【規則第10号様式】 ②旅館業営業許可書
	・建て替え ・営業種別の変更（下宿への変更を除く） ・大規模な増改築等で新規の許可申請手続きが必要になった場合	

３　近隣住民への説明等が必要になる場合

過去に近隣住民に対して説明した事項に変更があるとき

【過去の説明事項】

(1) 商号、名称または氏名
(2) 法人の場合は、代表者の氏名
(3) 未成年者の場合は、法定代理人の氏名
　〔法定代理人が法人である場合
　　→商号または名称および代表者の氏名〕
(4) 施設の名称および所在地
(5) 営業の種別
(6) 施設の構造設備の概要
(7) 工期
(8) 営業の開始予定日
(9) 苦情および問合せを受けるための連絡先
(10) 事故が発生したときその他の緊急時における対応方法
(11) 施設が省令第５条第１項に該当するときは、その旨

近隣住民に対し、変更があった旨を説明し、または通知しなければなりません。

●説明、通知の方法等は、新規開業のときと同じです。

●５頁の ポイント 3 4 の規定が適用されます。

●詳しくは、
　もしも、説明した事項に変更が生じたら…
　（６頁）を参照してください。

Ⅸ　資料

計画地 【条例第２条第１号】

旅館業の許可を受けようとする施設がある建物に係る土地の区域をいいます。

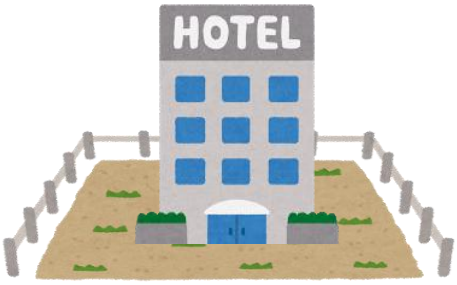

近隣住民 【条例第２条第２号】

つぎに掲げる建物において居住し、または事業を営む者をいいます。

1. 計画地に存する建物
2. 計画地に接する敷地内に存する建物
3. 計画地が幅員６m以下の道路に接する場合は、当該接する道路の部分の境界線の反対側の境界線に接する敷地内に存する建物

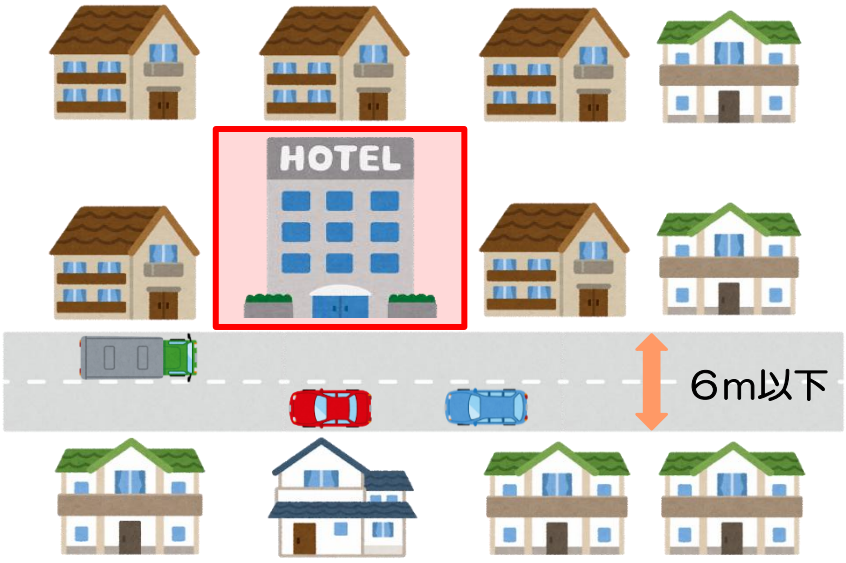

営業従事者の常駐 【条例第９条第５号、規則第18条第２項】

●旅館業の施設には、営業時間中に営業従事者を常駐させます。

●ただし、つぎに掲げる場合は、この限りではありません。

(1) 旅館業の施設に宿泊者がいない場合および施設を利用している者がいない場合

(2) つぎに掲げる建物に営業従事者が常駐し、宿泊者の要望等に応じ、直ちに旅館業の施設に到着できる場合

1 旅館業の施設の敷地に存する建物

2 旅館業の施設の敷地に接する敷地内に存する建物

3 旅館業の施設の敷地が幅員６m以下の道路に接する場合で、当該接する道路の部分の境界線の反対側の境界線に接する敷地内に存する建物

客室の床面積の考え方

どちらも内のりで算出しますので、壁芯で考える建築図面の床面積より狭くなります。

客室の床面積の考え方には、つぎの２つがあります。

❶ 構造部分の合計床面積

●寝室、浴室、便所、洗面所、その他の<u>宿泊者が通常立ち入る部分</u>の床面積を合計した面積。

●衣類、寝具類等を収納できる設備（クローゼット等）、床の間は含まない。

旅館・ホテル営業
１客室の合計床面積は７㎡以上
（寝台を置く場合は９㎡以上）

簡易宿所営業
・１客室の合計床面積は３㎡以上
・客室の合計延床面積は33㎡以上
（収容定員が10人未満の場合は、「3.3㎡×収容定員」 以上）

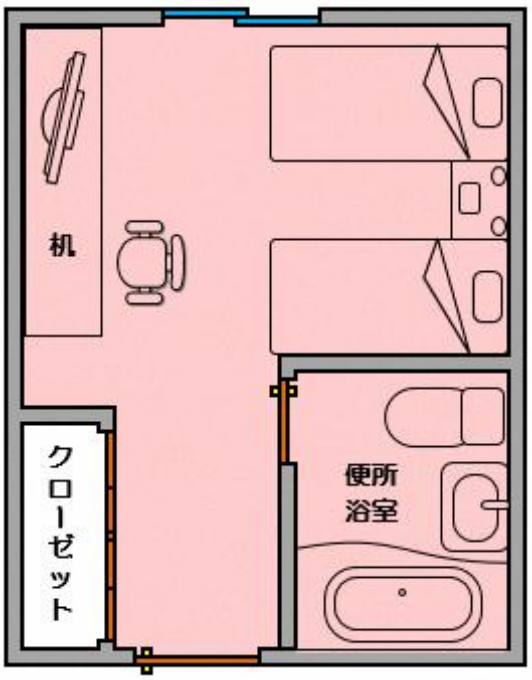

❷ 有効面積

●客室の収容定員を算定するための床面積。

●宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計した面積（<u>寝具が敷ける部分の面積</u>）。

●客室に付属する浴室、便所、通路・廊下等は含まない。

収容定員

旅館・ホテル営業
３㎡について１人

簡易宿所営業
1.5㎡について１人

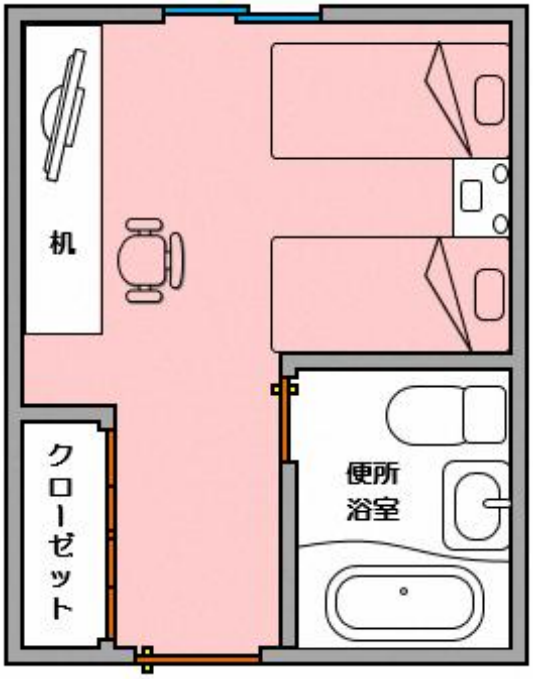

許可取得までの流れ（略図）

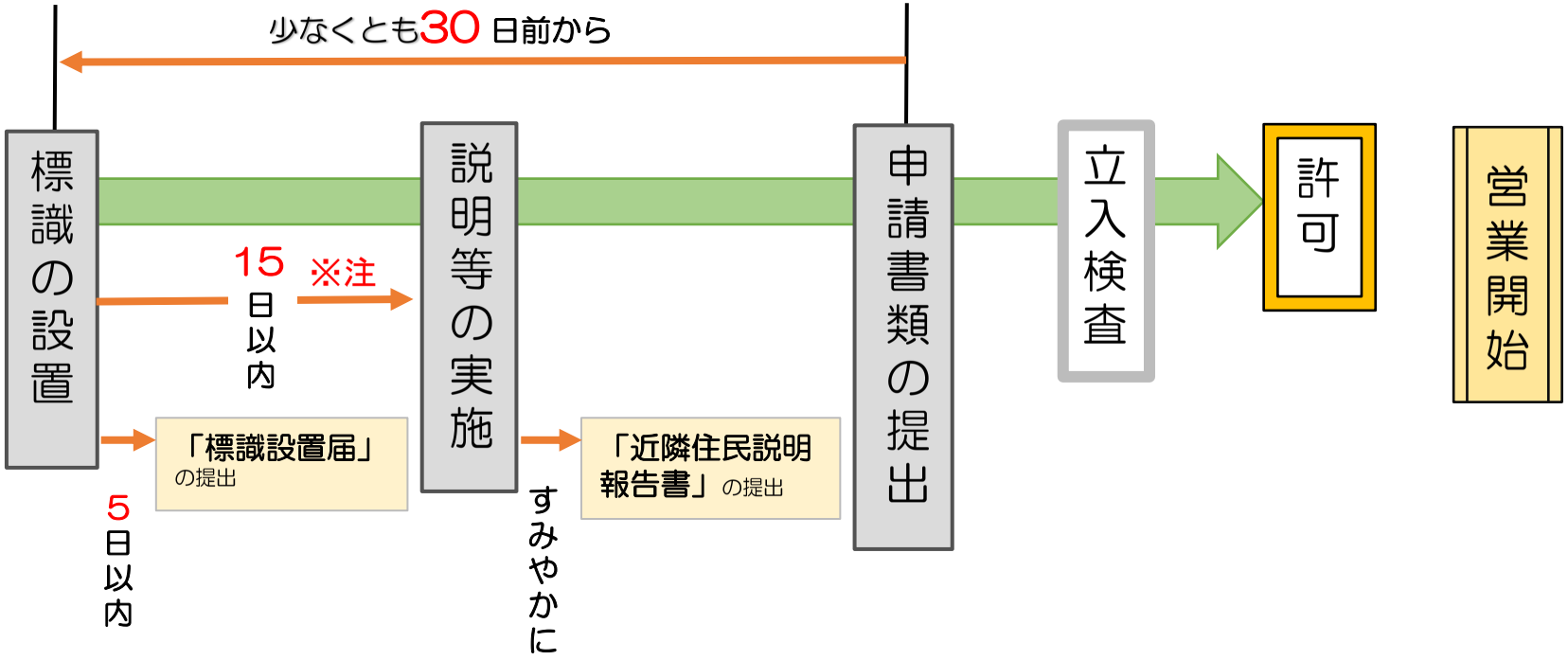

※注　説明会を開催するときは、開催日の７日前までに周知すること。